

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）

（受験又は任用の阻害及び情報提供の禁止）

第 41 条 試験機関に属する者その他の職員は、受験若しくは任用を阻害し、又は受験若しくは任用に不当な影響を与える目的を以て特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

（秘密を守る義務）

第 100 条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）の許可を要する。

3 ~ 4 (略)

第 109 条 左の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 3 万円以下の罰金に処する。

十二 第百条第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 110 条 左の各号の一に該当する者は、3 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

十 第四十一条の規定に違反して受験若しくは任用を阻害し又は情報を提供した者  
2 (略)